

1. 私大助成は、定員充足率が5割を切れば不交付となるなど、定員割れの程度を上回る制裁措置が行われています。この点について、近いご意見はどれですか。

【自由筆記回答】

回答者欄の上段は所在地、下段は理事長・学長の別を示す。

- (1) 選択肢①「定員よりも減少している学生数と在籍する教職員数に基づいた私大助成の減額にとどめるべきである」を選択したうえでの自由筆記回答

	回答者	回答
1	関東 理事長	すべての私大が100%理想的な定員充足のための努力を払ったとしても、すべての私大が定員充足できるわけではない。努力している者に制裁を加えるという理論が理解できない。定員割れの原因は努力不足ではなく、18歳人口＝大学志願者の減少である。
2	関東 学長	学部のみではなく、大学院を含めての定員充足率を考えることはできないか。というのも、今後、大学院の学生が増える私大が増えてくるように思うからである。
3	中部 理事長	補助金であるゆえ、制裁的なことは一切やめるべき。そんなことをしなくても自然淘汰されていくはず。
4	中部	当該大学の存在意義を考慮して判断してほしい。
5	近畿 理事長	定員割れの状態であっても、必要な教職員の配置や学生サービスを維持するための設備等を欠くことができないことを理解願いたい。
6	中四国 理事長	定員充足率が5割を切ったとしても、学生が在籍することには変わりはない。私大助成不交付というのは行き過ぎた措置である。
7	中四国 学長	私立短大の経営は、全国的に厳しい状況にあり、募集停止する短大も増えています。このままですと私立短大の多くが担っている幼稚園教諭・保育士の養成ができなくなり、施設への人材供給が止まることが危惧されます。
8	九州 学長	少子化の影響による定員割れであること、また、地方における教育の意義は高いことを考えると制裁措置そのものの存在が問題である。 ただし、恒常的に極端な定員割れを生じている場合には、何らかの指導措置が必要である。

- (2) 選択肢③「その他」の自由記述回答

	回答者	回答
1	北海道 学長	地方ではすべきではない。地方の衰退を招くのみ。
2	東北 学長	定員充足率を私大助成の要件とするべきではない。

3	東北 学長	地方の人口流出・少子化は、首都圏の比ではありません。減額・不交付、また修学支援制度の条件についても同等ということでの不公平感があり、斟酌してほしい。
4	東北 学長	定員割れは正常な教育環境を疎外する。については、定員割れを起こさない経営努力、教育研究力をつけなければならないが、定員割れが恒常化した場合、私学経営者はどこかで閉学等の判断をしなければならない。問題は、学生たちの教育研究保障にあり、卒業できるようにするための施策(援助)は必要である。
5	関東 学長	制裁措置は撤廃すべきである。むしろ地方大学への補正の増額が望まれる。
6	関東 学長	こうした制裁措置は、経営体質に課題のある大学の是正・改善のために、定員充足率の数値は別として、教育の質の維持観点からその考え方は理解できる部分もある。ただし、認知度のない新設の大学、あるいは制度としてそもそも新しい専門職大学にまで一律に対象とするのは、明らかに教育の質の維持とは異なる歪な構造である。
7	関東 学長	大学院においては定員充足のみに基づく評価は相応しくないと考えます。
8	関東 学長	例外措置を復活させる。
9	関東 理事長	本学は千葉県房総半島の過疎地にある単科の博士課程のある看護私立大学であり、周辺に国公立の看護学部はない。本学の卒業生の多くは地域医療に従事している。都市部でいくら看護師を養成しても地方、過疎地域の病院には就職しない。ただ定員充足率のみで地方の私大助成をうんぬんすることは全く理解できないし、本学地域では医療崩壊に直結する。むしろ地方の私立看護大学が存続できるべく補助金を増額すべきと思われる。
10	中部 学長	地域性を考慮すべき。東京と周辺は厳格であっても、地方においては寛大に行う必要がある。
11	中部 学長	地方の私立大学(中規模以下)では、定員割れの状況は必至である。大学の取組体制の充実度により減割されることはやむを得ないが、セーフティーネットの整備が必要。
12	中部 理事長	補助金であるゆえ、制裁的なことは一切やめるべき。そんなことをしなくても自然淘汰されていくはず。
13	近畿 学長	中教審「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について(中間まとめ)」28頁にございます「現下の極めて急速な少子化の進行は、各大学における教育研究上あるいは経営上の努力や工夫によって乗り越えることが困難なほどの経営環境の悪化をもたらしかねない深刻な状況である」に対応するためにも、要件の緩和等、措置の検討・導入をお願いしたい。
14	近畿 理事長	本短大は、保育士や幼児教育養成校として、永年に亘り地域社会に貢献してきた。今日の少子化のもと、子供の全面発達と子育て支援事業は、国の未来を決する喫

		緊の課題であるにもかかわらず、保育や幼児教育従事者は、長時間労働や低賃金のため入学希望者が激減している。抜本的改善を図ることが肝要。制裁断固反対。
15	近畿 理事長	<p>私見である。文部科学省(以下「文科省」という)の予算配分は、財務省との力学的な関係があることから、単に文科省の文教政策だけに疑問を投げかける訳にはいかない。定員未充足の大学に対しては、補助金交付の調整係数で交付額を調整し、補助事業としては、例えば、「改革総合支援事業」など選定する対象校を減らしているにもかかわらず、教育の質を評価する指標に適合しているかどうか、こと細かなチェック項目を設けている。「経営努力が見られない大学への厳しい対応」「教育に努力する大学の支援」というのが大義名分である。</p> <p>定員充足率が 5 割未満の原因は、日本国の地域の各事情により異なり、一概に経営努力が足りないだとか、教育に努力していないとは言えないものである。しかし、有無を言わさぬ数値化で交付金を削減又は不交付を行っている。</p> <p>補助金を確保するために、文科省の意向に適合させなければならない。地域創世を謳う政権も期待できるかどうか現時点では未定だが、地域にとって必要な大学も多い。人口動向が都会と地方では全く違う。一律に考え、補助金交付の許認可を行うことに疑問が残る。</p> <p>学生が少ない→経営努力が足りない→教育の質が保たれない→不要な大学→閉鎖してしまえこのような、構図にしか見えない。</p> <p>日本国の大学の殆どは私立大学であるにもかかわらず、相も変わらず国立法人へ多額の税金を投入している。小さな大学では学生数の母数が小さいゆえ、5 割を割ることも直ぐに起こる。地域住民との連携事業や生涯学習の場の提供など、5 割未満となっても大切な地域創生をそれぞれが工夫を凝らし行っている。それをもできなくなる補助金の不交付。そんな大学必要ないから閉鎖しなさいということだろうか。</p> <p>実に不合理な制度が延々と続いているものだ。大学設置を認可した文科省はその責任を回避するため、5 割未満の充足率で潰れそうな大学をいち早く閉鎖しようとしていることは、認可責任を果たしていないと思う。文科省への風当たりが起こらないようにしているだけにしか見えない。立派な大義名分をつくって。</p>
16	中四国 理事長	定員充足率が 5 割を切ったとしても、学生が在籍することには変わりはない。私大助成不交付というのは行き過ぎた措置である。
18	九州 学長	私学助成金は国立大学運営交付金と異なり、大学の管理運営を助けるほどの額ではなく、小規模私大にとっては 5 割を切れれば不交付となっても、大きな問題にならない。むしろ、修学支援制度からの機関要件による除外の方が深刻である。私学助成は、単に、大きな大学(学生数が多い)を支援することを目的にしたとしか思えない。
19	九州 学長	学生に迷惑をかけない制裁が必要
20	九州 学長	制裁は必要と思うが、学生に迷惑をかけないやり方をしてほしい。

2. 修学支援制度が機関要件として定員充足率が原則 8 割未満の定員割れ大学を排除していることについて、近いご意見はどれですか。

【自由筆記回答】

回答者欄の上段は所在地、下段は理事長・学長の別を示す。

- (1) 選択肢①「修学支援制度は、学生に対する支援であるから、機関要件は廃止するべきである。」を選択したうえでの自由筆記回答

	回答者	回答
1	関東 理事長	機関要件による除外→受験生の急減→定員充足率の更なる低下→経営悪化→募集停止→廃校に導く措置であり、理解・納得できない。
2	関東 学長	今年度 2024 年度から収容定員 8 割未満または経常収支差額3ヶ年連続マイナスのどちらか一方が該当すれば機関要件の対象大学から除外されることとなった。従前までの2つの要件が該当することに戻してほしい。本当に地方小規模私立大学は消失してしまうので。
3	関東 学長	学生の学の機会を奪うことに繋がるため廃止すべきと考える。
4	関東 学長	ここでの機関要件は、大学経営状況に関連した措置であるが、実施された場合は直接学生に影響を及ぼす。本来無関係な学生の学習機会を奪う、教育機会の均等とは逆行した取り組みであると言わざるを得ない。
5	中部 理事長	機関要件そのものが、修学支援制度の目的を阻害している。
6	中部 学長	学生への支援を目的とする制度であり、在学する大学の状況により対象とならないことは極めて問題。
7	中部 学長	機関要件を満たさなくなった場合、学生募集に多大な影響が出てしまうことを危惧しています。
8	近畿 理事長	大学卒業後、社会的共通資本(社会的基盤)を支える覚悟と希望を胸に抱いて学ぶ学生が、自らの栄達や成功以上に大切なものを見失わず学ぼうとしているにも関わらず、そうした学生を見捨てる愚。満腔の怒りをもって抗議する。

9	近畿 理事長	<p>国税で誰のための支援を行うのか。個人に支援を行うものであるにもかかわらず学校に責任を転嫁している。これにより修学支援を受けられなくなる大学は増えていくだろう。</p> <p>学生の修学を支援する制度であり、日本国憲法第 26 条の教育を受ける権利と受けさせる義務に鑑みても真逆のことをしているものであると認識している。</p> <p>文科省としては、3の回答として書いたように、教育の質を高めるとか、教育の機会を学生から奪わないためなど大義名分を掲げ、理詰めに説明している。</p> <p>条件を満たさなければ、ペナルティの数年の期間も交付されない。つまりは質問3と同じこと。</p> <p>学生が少ない→収入が少ない→経営努力が足りない→教育の質が保たれない→不要な大学→閉鎖してしまえ</p> <p>誰のための支援なのか、再考が必要である。大学への責任転嫁以外の何物でもない制度である。</p> <p>このような制度に疑問を投げかけた文科省の外部委員、政治家はいないのだろうか。</p> <p>少子化が一層進んでいくことを理由の一つに挙げる国の職員等がいれば、その考え方は再考が必要であると思う。そんなことはどれほど前からわかっていたことか。</p>
10	中四国 理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・大学認証評価制度があるので、機関要件は不要である。 ・定員充足率と経常収支は関係度が高く、2条件を課すのは適正な判定でない。
11	中四国 理事長	<p>憲法 26 条には「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とある。何ら瑕疵のない学生が、学校の定員状況や財政状況によって、修学支援を打ち切られることは、憲法の保証するひとしく教育を受ける権利に反する制度ではないか。</p>

(2) 選択肢②「定員割れは、必ずしも大学の教育水準を示すわけではないので、機関要件から定員充足率を外すべきである。」を選択したうえでの自由筆記回答

	回答者	回答
1	関東 学長	定員割れしている大学に入学した学生に対し、不公平である。
2	近畿 理事長	提供する教育的容(質)や学生サービスを重視すべきである。
3	中部 学長	定員割れは 60%以下程度と考える。

4	中四国 学長	修学支援制度が利用できなくなった場合、その大学の存続は望めません。募集停止する大学が増えれば、自明のことですが、地方において進学できる大学(分野)の選択肢が減少し、そのことにより若者の県外進学(就職)が加速され、地方の人口減少が一層進むと考えます。
---	-----------	--

(3) 選択肢④「その他」の自由筆記回答

	回答者	回答
1	東北 学長	定員充足率の回復をはかることが第一だが、達成できない場合、定員のスリム化、大学の経営規模の縮小をはかるべきである。
2	中部 学長	2024年度から機関要件の条件に関して充足率のみを他の2つの条件より切り離して適用されているようです。2024年度以前の条件に戻すべきであると考えます。
3	中部 学長	地域性を考慮すべき。東京と周辺は厳格であっても、地方においては寛大に行う必要がある。
4	近畿 学長	定員の充足率は、教育水準以外の要件の影響を受ける(地域の人口減少など)ため、機関要件には大学ガバナンス、教育の質保証など、大学全体の評価が反映されるべきである。
5	近畿 学長	定員未充足は、必ずしも大学の教育水準や教育の持続性を示すわけではないので、要件の緩和等、措置の検討・導入をお願いしたい。

3. 収容定員充足率が5割以下の学部が1つでもあれば、充足していない定員枠を使って、学部・学科の新設・再編を行おうとしても不可能となっています。近いご意見はどれですか。

【自由筆記回答】

回答者欄の上段は所在地、下段は理事長・学長の別を示す。

- (1) 選択肢①「定員割れ解消のための自主的な改善努力を妨げる措置であり、廃止すべきである。」を選択したうえでの自由筆記回答

	回答者	回答
1	中部 学長	大学(設置者)の改善努力に求めることが基本。
2	近畿 理事長	本短大では、かつて介護福祉士養成課程を擁していたが、一定の期間介護労働に従事していれば国家資格取得のための試験を受けることが可能となり、志願者が皆無となった。介護を科学として学び、人として尊ぶことが出来る社会の構築に向け、個人的には改めて注力したい思いである。
3	近畿 理事長	学校法人を立て直すことを阻むものである。なぜここまで私立大学に対し、こと細かく口を出さなければならないのか。大義名分の傘の元、補助金の許認可権を握っているからなのか。文科省の存在意義は何かを問いたい。こうした提案をした外部委員にも問いたい。
4	中四国 理事長	充足率が5割以下のところは自主的な定員削減または学部等の廃止で対応すべきであり、学部等の新設認可申請は別の問題である。

- (2) 選択肢②「現在行われている措置を続けるべきである。」を選択したうえでの自由筆記回答

	回答者	回答
1	関東 学長	収容定員を充足していない学部があれば、まず「充足していない」という問題を解決すべきではないかと考える。

- (3) 選択肢③「その他」の自由筆記回答

	回答者	回答
1	東北 学長	学部・学科の新設・再編も教員の専門や年齢を考慮する場合、そう簡単ではない。
2	関東 理事長	大学全体の充足率で判断すべきではないか。

3	関東 学長	一定の措置は必要であるが、自主的な改善努力の妨げとなるのは行き過ぎかと思う。
4	関東 学長	設置形態、学部構成などの個別の事情の違いを考慮した柔軟な対応が必要と考える。
5	中部 学長	新設・再編の構想はないため
6	中部 学長	地域性を考慮すべき。東京と周辺は厳格であっても、地方においては寛大に行う必要がある。

4. これら3つの制裁措置によって生じている困難や危惧される事柄があれば、お聞かせください。

「回答者」欄の上段は所在地、下段は理事長・学長の別を示す。

	回答者	回答
1	北海道 学長	大学受験者を守るという視点ではこうした政策はやむを得ないと思うが、大学の経営や教育に関して何らかの問題を抱えている大学が需給による淘汰以上に撤退を加速させる政策と思われる。
2	北海道 学長	定員割れに対する大学としての対応が制限されてしまう状況にあることを改善してほしい。
3	北海道 学長	制裁措置を課されないための基準を一時的に満たせないために、有効な改善策を実行できない惧れがある。
4	北海道 学長	日本の教育の高等化とグローバル化に対する教育の充実の観点から、一番の弱者である学生に負担や制裁の向かぬ政策を講じてほしい。
5	東北 理事長	急激な少子化により八方ふさがりになり、前にも後ろにも行けない状況になっている。
6	東北 学長	人口減少社会にあって、定員充足率が100%を満たさないことは常態となる。定員充足率により、大学間競争を煽ることは、最終的には、子供(学生)の不利になる。
7	東北 学長	短大の存続が危ぶまれる状況になるため、制裁措置を廃止してほしい。
8	東北 学長	①教育の質低下のリスク:定員充足率が低いことを理由に助成金や支援制度が対象外となると、学部・学科運営に支障をきたし、教育の質が低下する可能性があります。 ②多様な学問分野の選択肢の減少:定員充足率が低い学部や学科は、学生の選択肢から除外され、学問分野の多様性が失われる恐れがあります。 ③柔軟な対応の制限:学部・学科の再編や新設が制限され、社会や産業の変化に迅速に対応することが難しくなり、大学の柔軟性が欠如する可能性があります。 これらの措置が、特に地方大学や特定分野の教育機関に不利に働くことが懸念されます。
9	東北 学長	学生が高等教育を受ける権利が奪われることが懸念されます。
10	東北 学長	18歳人口の減少及び若者の大都会志向により、本学も定員充足率が8割未満となる可能性があることを危惧している。
11	東北 学長	本学短期大学部は、機関要件を満たさず、修学支援制度が今年度一年次から適応されなくなった。本学短期大学部独自の同等の支援策を行っているにもかかわらず

		らず、定員充足率が極端に低くなってきている。受験生の減少と財政面での学納金収入の減少により、短期大学部運営にダブルパンチの支障が出ている。
12	関東 理事長	定員割れの大学に対する減額措置は、高等教育の質保証や学生募集力の強化、地域の教育資源の適正配置を促すためのものと理解しています。しかし、大学間での競争環境が異なる中、地域や分野の特性を十分に考慮しなければ、不当に特定の大学が不利益を被る可能性があると考えます。特に地方の大学では、地域人口の減少もあり、首都圏と同じ基準で評価されると不利な立場に置かれることもあると考えられます。こうした措置が地方の大学の経営破綻につながった場合に、地域の教育機会が失われることや、高等教育全体の多様性が損なわれるリスクも考慮すべきです。
13	関東 理事長	無期雇用に転換している非常勤講師の先生方を含め、教員の雇用の継続に支障が生じる可能性がある。
14	関東 理事長	大学経営が困難に陥り、学生の修学に支障をきたす恐れがある。
15	関東 理事長	地方の大学・短大にとって定員割れのペナルティーが強化されると地域に残る学生がいなくなる。特に修学支援制度に係る機関要件についてはリストから外れた私大にとっては死活問題となる。
16	関東 学長	本学が養成する保育士、栄養士は地方では長く短期大学がその資格者養成の責任を担ってきました。地方では都市部に比べ人口の減少率が高いです。このまま定員割れに対する措置が厳しくなれば、地方の高校生の進学選択肢が減少する可能性があります。資格にもとづく人材確保が地方では成立しなくなります。男女共同参画社会や超高齢化社会への対応のためにも地方で必要な有資格者や人材はその地方で育成することが必要だと思えます。
17	関東 学長	地方私立大学は増々学生確保が困難になるという悪循環に陥る。ひいては地方の人材確保が困難となり地方創生の理念と矛盾する
18	関東 学長	本当に高等教育を受ける機会をなくしてよいのかと思います。
19	関東 学長	こうした制裁措置は、経営体質に課題のある大学の是正、改善のために、定員充足率の数値は別として、教育の質の維持の観点からその考え方は理解できる部分もある。ただし、認知度のない新設の大学、あるいは制度としてそもそも新しい専門職大学にまで一律に対象とするのは、明らかに歪な構造であり、未だ認知度はないが、教育の質の向上に奮闘する潜在性の高い新設大学を潰すことになる。また、本来無関係な学生の学習機会を奪う、教育機会の均等とは逆行した取り組みであると言わざるを得ない。

20	関東 学長	地方の小規模大学がつぶれ、都市の大きな大学だけが生き残る。学びの多様性が失われる。
21	関東 学長	大いに困難に直面している。
22	関東 学長	全体論として地方私大の運営が難しくなり、若者の都市部集中が加速する。
23	関東 学長	修学支援制度の機関要件の定員充足率厳格化の問題と学生支援は別である。分けて考えていかないと地方短期大学の存続は厳しい。また、地方の学生数は減少し、地方の人口、地方の人材確保も難しくなる。地方を支えるためにも地方の学生支援が大切です。
24	関東 学長	定員割れや、大学の状況の悪化等は、支援を受ける学生には何ら責任のない事柄である。責任のない事柄で学生が不利益を被ることが一番の問題である。
25	関東 学長	今のところなし。しかし、今後、修学支援制度を受けられなければ学生募集に影響が出てくるかもしれない。
26	中部 理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・学生確保のための財政支出(大学負担額)が増加する。 ・学生確保のための広報的リスクが増加する。 ・新学部設置ができず新しい可能性を開きにくい。 よって、大学の力が益々、減退させられていく。
27	中部 理事長	後掲資料の 3(※設置認可における制裁のこと、引用者注)は、述べられている通り、改革・改善努力する手段の一つを奪うもので容認できない。
28	中部 理事長	東京一極集中という意味ではなく、ローカルな意味合いでの都市部一極集中の加速。
29	中部 理事長	自分が学ぶ目的に合った設備、教具、教員、カリキュラム等が整っているにもかかわらず、そこで学ぶことができない(目的を叶えられない)学生が出てくることとなる。制裁措置によって学ぶ機会を奪われてしまう。
30	中部 理事長	少子化がこれほど進んでいなければ、定員割れ＝大学の努力不足というレッテルを貼ることにいささかの合理性を認めることもできなくはないが、少子化・人口減地方の衰退という全体の動きの中で、特に地方の中小大学などはどんなに努力をしても定員に満たない可能性があるにも拘らず、これらの制裁を受けることでかえって大学の世間的評価を失い、運営を困難にするおそれがある。

31	中部 理事長	大学としての体力が弱まれば、連携や統合も難しくなり、ただ退出を迫られることになる。それではその大学が有している貴重なリソースを失うことになりかねない。退出ではなく、連携や統合を促すような措置であるべき。
32	中部 学長	志願者が大規模校に集中し、小規模校は募集が今以上に困難になることが危惧される。
33	中部 学長	修学支援は学生の為に必要です。必要な学生程、定員割れしている大学に入学して来ます。即座に廃止を求めたい。
34	中部 学長	定員充足については、大学の努力だけでは、どうしようもない複雑な外部要因も多数存在する。それらを無視して当該大学のみに責任を負わせる政策は納得がいかない。制裁措置を回避し単独で生き残るためには定員削減して、かつ、日本人18歳以外の入学者を増やし充足率を回復させる手段を取らざるを得ない。国もそのように誘導している。
35	中部 学長	「はじめに統廃合ありき」という「制裁」の発想からすれば、個々の事業(独自性)や地域連携等の貢献は始めから念頭にないことになる。「研究」「教育」に係る「地域連携」もまたなくなることの影響は甚大であろう。
36	中部 学長	人材不足が著しい(人材確保が非常に困難な)業種において、関係省庁も様々な対策を実行している中、国家資格を所得した人材供給源となっている短期大学も多い(看護・保育・自動車整備など)。定員充足率の基準をもってその様な短期大学の縮小・撤退を誘導する政策は、持続可能な社会の構築を否定するものである。
37	中部 学長	とりわけ、2つの修学支援制度については、制度の分かり難さに加え、「大学等における修学の支援に関する法律」そのものの目的を“少子化の進展への対処に寄与する”としており、本来の目的である高等教育無償化と矛盾している。本制度は、住民税非課税世帯等の学生の修学機会の確保を目的とすべきものであり、赤字大学の救済ではないことから機関要件については即廃止して欲しい。
38	中部 学長	社会のニーズを受けて大学は改革を行っている。社会の変革は早く学生人気の移り変わりも早い。文部科学省の手続きも負担が大きく毎年できるものでもない。その状況で、次世代の人材育成をするために、大学の将来構想を実現していく際に、現時点での収容定員状況によって支援を打ち切り、申請不可となることは機会の損失ともいえる。
39	中部 学長	学生の不利益 本学は、定員充足率5割未満のため、令和7年度から修学支援制度の対象機関から外されることになりました。

40	中部 学長	受験生の減少(他大学への変更のため)、財政的な負担増(本学独自の奨学制度の設立)
41	中部 学長	学生の学びたい大学の範囲を経済的理由で制限される状況が生じていること。
42	中部 学長	事実上の大学廃止(倒産)が必至。
43	近畿 理事長	いわゆる有名な大規模大学との格差が拡大し、自力での改革の足かせになるのではないかと危惧される
44	近畿 理事長	<p>修学支援制度に関しては、学生に対する支援制度であり、学生の経済的状況等により適応が判断されるべきものとする。大学の定員状況は学生個人には関係なく、現在の要件は学生の修学機会の選択権や学習する権利に抵触し、不利益にもつながる条件であるとする。また、大学が自主的に様々な改革あるいは改善を行っていく上でも、制裁措置が厳格であるほど、短期的な視点での対策にならざるを得ない現象が起こりうるとする。</p> <p>制裁措置を行う以上に、各大学の置かれている外的環境、状況なども踏まえ、教育業界全体の活性化や発展に長期的に資する支援措置などの構築を望む。</p>
45	近畿 理事長	収容定員が基準を下回ってしまった時点で、時間的猶予を与えられることなく措置が講じられてしまうため、再起の余地がなくなってしまう。私立大学の価値が、充足率で評価されることに不安を感じる。
46	近畿 理事長	社会的課題に向き合い、よりよい制度の構築に尽力したい大学や人々の幸せの一助になりたいと念じている学生を足蹴にして恥じないこの国に未来はない。3つの制裁措置には、よって断固反対。
47	近畿 理事長	我が国において、もっとも重要な課題の一つは少子化である。急速な少子化が進行する中、地方にある大学にとってこの問題は大学の自主努力の範囲を超えているため、制裁ではなく支援が必要と考える。
48	近畿 理事長	学生の進学における選択の幅を狭め学習の機会を奪うことになる。
49	近畿 理事長	学生生徒等納付金の減少は、当然に補助金の減少を招く。上記のような条件、制裁措置を講じるのであれば、今後10年もしないうちに多くの大学の閉鎖、統廃合は避けられない。主役は学生生徒であるという原点に立ち返ってほしい。
50	近畿 理事長	地方の小規模大学にとって、これら3つの制裁措置による大学運営は大変厳しいものである。すべての大学が同基準によって判断される対応について、検討願いたい。

51	近畿 理事長	教職員の仕事の負担が増加し、退職者が増加。定員を確保する為に留学生が増加し国際色が豊かになるが指導上の問題がある。
52	近畿 理事長	規模を縮小したり、学部を廃止することで対応するしか手段がなく、また廃止するにも一定の時間を要することから財政面の負担が大きい。
53	近畿 理事長	改善努力中であっても修学支援制度機関要件を満たさない場合は、排除されてしまうためさらに定員確保が難しくなるか、又は財政(補うための)面で苦しくなり、排除になる可能性が高くなる。改善計画実施中は猶予してほしい。
54	近畿 理事長	地方小規模の私大の方が都市大規模より定員未充足の割合が高くなる傾向の中で、制裁措置は更に地方を弱らせることにつながる。地方の学生が高等教育の機会をさらに失うことになりかねない。定員未充足は教育力が低いから起こるものではない。
55	近畿 学長	これらの 3 つの制裁措置は、いずれも私立大学を減らすことのみで終始したもので、人口減少の一途をたどる日本の将来を考えたものとは思えず、国の施策としては問題がある。 まずは、無計画にこれまで大学設置を認可してきたことが原因の一つであるので、もし減らすなら自らに責任で(責任を取って)認可取り消し等を行うべきで、学生の充足率などを使って支援を打ち切り大学側の意思で退場をさせるような方法は、あまりに責任回避である。 一方で、人口が減る我が国の将来を考えると、個々の能力をアップさせる、すなわち教育・人材育成が予算も含め 最優先事項である。そのための施策を考えた場合、大学進学率は限りなく 100% に近づくべきであるし、そのための就学支援のさらなる充実と多様な学生への対応を考えたとき、私立大学が果たす役割はますます重要となる。教育体制の改革を求めることはあっても、減らすという解は無いと思われる。さらに、現状の学位取得率は世界に後れを取っており、大学進学率 100% のみならず大学院等によるさらなる高度人材育成の強化も喫緊課題である。教育への国の投資を抜本的に増やすべきで、それ以外に日本の生き残る道は無いと思われる。
56	近畿 学長	本学のような国際系 1 学部はコロナ禍の影響を受け定員を満たすのが厳しくなった。他にカバーする学部がない大学への措置を行うべきである。
57	近畿 学長	小規模な地方大学の場合、地域社会に存立する高等教育機関として一定の役割を持っており、時代による社会の変化に応じた学部学科改組、教学改革を推進しなければならないと考える。そのことに制限を加える制裁措置は大学改革を実行できなくなってしまうことには大きな危機感を有している。
58	近畿 学長	学生への不利益、またそれを是正しようとしたときの学園・法人等の財政負担の更なる増加。

59	近畿 学長	現在、定員充足率が7割程度であるが、修学支援制度を実際に活用している人数がある程度いるので、この制度が使えなくなるのは、学生にとっても非常に厳しいと感じる。
60	近畿 学長	生徒の進学における選択の幅を狭め学習の機会を奪うことになる。
61	近畿 学長	機関要件未充足の場合の当該大学への奨学金、学費減免制度の押しつけは定員未充足校への不当な二重苦となる。機関要件は即刻廃止すべきである。組織改編の規制は、大学の改革、改善策を作るエネルギーを奪い、定員未充足を固定化させるものである。廃止すべきである。
62	近畿 学長	定員割れが生じている大学では、学生納付金が減少することで運営が困難になっている。国からの助成が減り、修学支援の対象から外れることが更に困難に追い打ちをかけることとなり、たちゆかなくなる。
63	近畿 学長	地方小規模の私大の方が都市大規模より定員未充足の割合が高くなる傾向の中で、制裁措置は更に地方を弱らせることにつながる。地方の学生が高等教育への機会を更に失うことになりかねない。定員未充足は教育が低いから起こるものではない。
64	中四国 理事長	補助金は収入の6割前後であり、定員割れ学部の減額はそれほど響かないが、修学支援の機関要件による制裁は学生確保に影響するものであり、大学の存続にかかわる。学生の奨学金制度を使って私立大学の整理淘汰を図る政策はポリシーに欠け、私学振興にはならない。
65	中四国 理事長	令和7年度から3年間、本学に入学する学生は、修学支援の対象から外されることになる。入学時はそのことを理解して入学されたとしても、もし不慮の事故などによって家計急変があり、修学支援が受けられず、学費の支払いが難しくなるなどして休学・退学する学生が出ないかと危惧している。
66	中四国 理事長	現在、大学進学時における都道府県の流入・流出状況は大都市圏を除き、流出が続いており、地方における私立大学の定員充足率を悪化させ、多くの中小規模の私立大学の収支が悪化傾向にある。この状況下で制裁措置が私立大学の手かせ足かせとなり自力再生を困難とさせ、一部で公立化も見受けられるが、結果として地方の私立大学が減少し、若者の都市圏への流出が加速し、地方の産業が衰退することとなる。
67	中四国 理事長	福祉・介護関係については、地域では必須の人材であるが、志願者が少なく、定員割れが多い。制度設計に課題があると考えます。
68	中四国 学長	医療福祉系の人材確保などは高齢社会を支えるための緊急的かつ必要不可欠な課題であるにも拘わらず、志願者が少ないことをもって養成を断念させるような措置には大きな矛盾を感じざるをえないところです。

69	中四国 学長	学生募集に大きく影響を与える。
70	中四国 学長	急激な少子化に伴い、従来の制度や措置によっては、特に地方の現場に必要とされる人材育成の要望に応えることができないという危機的状況が生まれている。
71	中四国 学長	本学のみならず、同一法人の大学にとっても今後の運営に支障をきたしかねない。
72	九州 理事長	文科省による私学間の合併や閉校を目的としている措置であることは明らか。公教育に私学がどれだけ貢献してきたかを無視した政策。地方にある中小規模大学の多くは今後このような補助金対策では生き残ることはできなくなる。地方創生に私立大学がない地方もこのままでは多くなるであろう。
73	九州 理事長	すでに一度機関要件を満たせず 3 年間修学支援制度が受けられなかったが、そのために学園全体の経営が悪化し、他の部門(高校、幼稚園)の教職員のモチベーションが下がる。
74	九州 学長	地方の小規模校においては、定員未充足は避けられない状況であり、今後ますます増えていくことが懸念される。それに伴い、大学存続の危惧及び地方の若者の学びの場が奪われていくことは問題である。
75	九州 学長	多くの短大が定員未充足であり、その穴埋めで外国人学生募集にシフトしている。しかも東南アジアがメインになっており、物価格差の影響から学費を工面できない学生が続出すると思われる。
76	九州 学長	これらの措置は、先に書かれている通り、定員割れからの回復を妨げる可能性が高いと認識している。
77	九州 学長	現在あるいは今後の少子化社会において大学の定員充足率が50%を下回ることは日常的に起こってくると思われ、これが昔の感覚「努力が足りない」のせいではなく「努力しても学生がいらない」ためであることを、まず認識しなければならない。この 3 つの制裁措置は「努力が足りない」の制裁措置であり、時代錯誤。この時代錯誤の措置で、生き残りをかける努力ができなくなるのであれば、この制裁措置は廃止すべきと思われる。
78	九州 学長	いずれも学生の就学の機会を損なう措置である。特に、修学支援制度から除外される場合、経済的理由で就学が困難な学生が希望の大学等へ入学できないことが危惧される。

5. 中教審「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申案）」では、定員割れ大学の連携・統合策が推奨されています。私大の連携・統合策についてのご意見をお寄せください。

「回答者」欄の上段は所在地、下段は理事長・学長の別を示す。

	回答者	回答
1	北海道 理事長	地方に所在する大学等に対しては、公立化への支援なども進めて頂きたいと考えます。
2	北海道 学長	需要の減少による苦境に陥った他業界の事例からすれば、大学業界における連携や統合による業界再編と生き残りは一つの環境適応戦略と考える。 ただし、私立大学が持つ建学の精神、理念、目的の独自性がなくなるのは教育の多様性を損ない、日本の高等教育の価値を減じる懸念を持つ。
3	北海道 学長	中小規模、地方の大学にとっては、連携・統合は簡単ではない。それぞれの特色や地方との結びつきを大切にしたい。大規模大学への吸収策にならないように対応したい。
4	北海道 学長	様々な基準に縛られて、連携・統合に割かなければならない労力が大きい。学校運営の自由度を高めて、様々なアイデアが実現できる環境を考えるべきではないか。
5	北海道 学長	地理的問題にからむ家庭の負担も大きく、事実上の連携・統合等には無理があると同時に教育と経営は分離できる様、配慮するのが政策であると考えている。
6	東北 学長	私学が連携・統合によって、そのレゾナードールである建学の精神を見失うことがあってはならない。
7	東北 学長	建学の精神や校風等を見失った連携・統合策は混乱を招く恐れがある。
8	東北 学長	現実的に定員割れしている大学同士での統合は難しく、吸収する側にしても定員割れしているところと統合するメリットがないように思う。免許を出しているため、科目に対しての専任でなければならないという決まりがあり、学生が減っても教員は確保していないといけなため、免許の関係の課程(本学で言えば栄養士・保育士)の教員も基幹教員の制度を利用できるようにしてほしい。
9	東北 学長	大学の連携・統合策は、定員割れの解消や効率的な資源活用に寄与する可能性があります。特に、施設や教員を共有することで運営コストを削減し、質の高い教育環境を維持できることが期待されます。また、異なる専門分野を有する大学同士の統合により、学問分野の多様性が確保され、学際的な教育機会が増えることが望ましいです。さらに、地域に根ざした大学間の連携により、地域社会とのつながりを強化し、地域に必要な人材を育成することができます。学生にとっても、選択肢が広がり、学びの幅が増えることが期待されます。しかし、連携や統合には慎重な調整が求められ、学生や教職員への影響を最小限に抑えるための支援策が必要です。

10	関東 理事長	現在のところ懸念点はないが、今後少子化問題に直面した場合は他大学との連携等を視野に入れる可能性あり
11	関東 理事長	私立大学の連携・統合は、教育の質向上や経営基盤の強化、地域社会への貢献にはつながりますが、大学ごとの理念や文化の違い、地域性や特色の維持が課題となります。学生の利益を最優先に考え、戦略的な連携を通じて教育資源の共有や地域との協働を進めると共に、透明性の高い統合プロセスの構築が重要であると考えます。また、文部科学省には、財政支援や法制度の整備、成功事例の共有などの積極的な支援を期待します。
12	関東 理事長	それぞれの理念をすり合わせることや場所のことなどの課題が大きいと思う。それでも合意出来る部分や共有できるところがあるのであれば選択肢とはなると思う。
13	関東 理事長	各大学にはそれぞれの建学の精神、教育理念があり、特に地方私立大学では、地域の人材養成の役割を担っており、統合は相当な困難があると考えます。大学間の連携は、コンソーシアムなどの取組みがありますがさらに強化できる部分もあると考えます。
14	関東 理事長	私大はそれぞれの建学の精神や教育上の特徴に大きな違いがあり、統合は困難だと考えている。しかし、違いを活かしながら様々な連携を行うことは可能であり、学生の学びの多様化にもつながる。
15	関東 理事長	各大学の長所を活かし、地域や学生の利益になるのであれば、連携・統合も必要であると考えます。
16	関東 理事長	今後定員割れが恒常的になってくれば、積極的な連携は模索すべきだと考えています。
17	関東 理事長	大規模大学のみ存置させる制度であり、そもそも地方の小規模・女子短大にとっては連携・統合相手が存在しない。
18	関東 理事長	私立大学は建学の理念や経営スタイルが法人ごとに異なるため、難しいのではないかと。
19	関東 理事長	少子化を背景として、国が大学連携・統合についての指針を示す姿勢は理解できる。私立学校が長らく高等教育の中核として果たしてきた役割を改めて評価のうえ、経営困難な学校法人に対する支援を期待したい。 また、私立学校の自主性の尊重を前提とした、政策立案が求められる。
20	関東 学長	同一都道府県内の統合であれば、学生に大きな不利益は生じず高等教育を受ける機会を最低限維持できるのでやむなしと考える。しかし、国立大学の優遇措置は廃止してほしい。
21	関東 学長	私大の特徴を補完する連携・統合は必要だと思う。

22	関東 学長	連携は進めたいが、統合はそう簡単ではない。重複する科目群をどう整理するかなど、解決困難な問題がある。
23	関東 学長	学校法人の都合により連携や統合には無理がある場合も多い。
24	関東 学長	こうした制裁措置は、経営体質に課題のある大学の是正、改善のために、定員充足率の数値は別として、教育の質の維持の観点からその考え方は理解できる部分もある。問題は、認知度のない新設の大学、あるいは制度としてそもそも新しい専門職大学にまで一律に対象とすることで、明らかに歪な構造をもたらす。未だ認知度はないが、教育の質の向上に奮闘する潜在性の高い新設大学を潰すことになる。また、本来無関係な学生の学習機会を奪う、教育機会の均等とは逆行した取り組みであると言わざるを得ない。定員割れの大学への制裁措置は、一律に充足率のみでなく、状況・条件を鑑みた対応とすることが必要。その上での連携・統合については多様な局面があり、一律にはいえるものではないが、大規模かつ有名な大学の論理のみで施策が決まる現状の仕組みを変えていく必要があると考える。
25	関東 学長	これからは、社会のニーズにあった大学が定員を確保して残っていくと思う。もし連携・統合が必要な私立大学は、私学事業団が中心になってマッチングしていければ良いと考えている。
26	関東 学長	幅広い年齢層に向けた大学教育を促進することが必要。
27	関東 学長	地方の小規模短期大学には地理的・規模的に見ても連携・統合策の協議自体が難しい状況である。私大の連携・統合策により地理的に不便な地方の学生は、通学や家賃など経済的負担の増加が考えられる。
28	関東 学長	多様な学び方の選択肢があることは悪いことではない。 小さいなら小さい規模なりに経営していける枠組を考えてほしい。
29	関東 学長	全国的な状況と長期的視点を考慮に入れた巨視的なビジョンが必要である。当事者の大学だけに任せるのではなく、行政からの積極的な支援が必要と考える。
30	関東 学長	連携・統合による解決を第一義に考えているように思われるが、少子化で減少した学生数に対して、現状の体制(教員、設備)で教育を行うことができれば、教育の質が向上する。それを実現するためには、減少した学生数でも大学の収入を維持することが必要となるが、学費負担の公私の割合の再検討、20～30代の社会人がリスクリングのために大学で学ぶための経済的な支援の在り方を検討する好機と考えるべきである。

31	中部 理事長	各大学の事情があり、連携・統合は容易ではない。疲弊した大学、余力の残されていない状況になってからの連携は難しい。しかし、学生減に陥った大学は急激な傾斜で落ち込んでいるゆえに、そのような時間的猶予はない。すぐにも、閉校におしやられていくだろう。
32	中部 理事長	特に統合については、建学の精神・理念の違いから現実には容易ではない。
33	中部 理事長	具体的な連携・統合のイメージがわからない。
34	中部 理事長	状況が悪化してから動くのでは遅く、現段階から将来を見据えた法人の在り方についての検討が必要である。
35	中部 理事長	単なる連携・統合だけでは、教育の質そのものが担保されないと考える。学ぶ学生にとって本当にメリットのある連携・統合であれば推奨されるべきと考えるが、大学の個性(独自性)といったものが打ち出しにくくなるのでは。
36	中部 理事長	東名阪などの大都市圏以外の地方の大学同士の中で中小規模の大学同士が重ならない学問分野の中で、連携・統合を検討することはやむを得ないことと考えられる。そのため、飛び地キャンパスとなる大学等には、国による支援の手を差し伸べていただきたい。
37	中部 理事長	連携・統合は大変に有効な手段であると考えている。それゆえ、これらをより促すべく、国としても思い切った優遇的措置や、大胆な規制緩和が進められるべきである。時限的なものでもよい。
38	中部 学長	同じ分野の大学が存在しない地方都市では連携が極めて困難。連携・統合策は都市部の大学を想定したものと思う。
39	中部 学長	私立大学はそれぞれ独自の建学の精神を掲げて運営を行っているわけですが、複数の私大が連携・統合する際には、どのようにそれらの建学の精神の整合をとるのかも問題になるのではないかと思います。
40	中部 学長	連携協定の締結や大学等連携推進法人の設置などが推奨されます。
41	中部 学長	ある程度仕方がない。
42	中部 学長	初手としては、教養課程の連携、或いは例えば放送大学等の活用など、イメージしやすい部分的な箇所において試験的に実施を推進することが望ましいと考える。

43	中部 学長	それぞれに建学の精神があるので、統合はありえない。近隣の大学との連携はありうる。地方においては大学の消失は地方の消失を意味する。
44	中部 学長	私立大学は建学の精神に基づいて、特色ある運営や教育を行っている。連携・統合により、大学の個性は失われる。また、大集団が苦手など、小規模大学での指導を望む層の受け入れも困難となる。
45	中部 学長	「建学の理念」によって設立された私大を統合することは、国公立とは異なり、その独自性ゆえにきわめて難しく、単に経営判断でこれをまとめることは「理念」を損なうことになりかねない。そうであれば、個々の経営努力と振興策等の支援が優先されるべきであろう。
46	中部 学長	地方の小規模大学・短期大学は、地理的な条件(物理的な距離とも言える)によって連携・統合の困難さやメリットが薄い場合も多く、情報通信技術の活用によっても克服できない。実習カリキュラムの多い大学では、連携・統合するにしても、実際に人(学生・教員・職員)が比較的短時間かつローコストで行き来できる環境が必要と考える。
47	中部 学長	必要に応じて柔軟に対応していくのが良い。
48	中部 学長	単純な話ではない。これに対する経済支援なども必要である。
49	中部 学長	大学そのものの統合ではなく、施設・設備や人的リソースの共同活用が可能なくみ作りが重要であると思われます。
50	中部 学長	地理的な位置の問題があり、株のやりとりをするわけではないので、企業の M&A のようなわけにはいかないと思う。
51	中部 学長	近隣の大学(設置者)との連携により、協力可能なところから積極的に進める。
52	近畿 理事長	地方の小規模大学にとって、連携・統合が解決策になるとは考えがたい。
53	近畿 理事長	私立大学の連携・統合は、教育資源の効果的活用や共同研究の推進、活性化などそれぞれの大学にとって有効な側面もあると考える。一方で、連携・統合＝定員割れではなく、それぞれの大学が持つ強みなどのアセットを活用し、地域とも連携した新たな学びや研究の場を創出できる発展的な仕組み(モデル)も必要と考える。 ただし、その運用や運営に際し、画一的な取り組み方に限定がなされたり、学生の教育環境への影響や、大学本来が持つ特色喪失などにつながらないよう、十分に配慮して設計していくことも必要であるとする。

54	近畿 理事長	志しを同じくする大学間連携は検討されてよい。但し、地域社会の枠を破壊しない範囲で、お互いに力を合わせることが可能かどうかによって評価は全く異なることを前提として。
55	近畿 理事長	中小規模校の存続を確保する重要な方策の一つが連携であり、自大学の弱みを補い強みを伸ばすとともに、連携する。
56	近畿 理事長	少子化の問題は避けて通れないので行政のサポートの上、何かの形で策を講じて欲しい。
57	近畿 理事長	将来を見据えた何の答申なのか。3つの制裁措置のような政策を変えなければ、特段改めて見据えなくても分かりきっていることである。
58	近畿 理事長	学生のことを考慮すると受け入れなければならないことだと思う。
59	近畿 理事長	連携・統合をする際、お互いのない分野の補いであればよいが同じ分野で連携・統合を行えば人員の解雇も増える可能性がある。
60	近畿 理事長	私立大学は建学の精神に基づき設立され、教育においてめざすもの、人材育成に違いがあり、その部分の意識や転換がなければ難しいと思料する。
61	近畿 理事長	大学連携は必要だと思う。
62	近畿 理事長	少子化の中では、連携・統合はやむを得ないと考える。ただ、地方の火を消さないための方策になるような方向で進めてほしい。
63	近畿 学長	ここでいう大学の連携・統合は、それを通じて強い部分を残しお互い補い合うことで、形的には分野を残しつつ全体としては縮小させるものと思われる。そのような連携の作業は、当事者の大学だけでは、パートナーを探すことに加え、歩み寄りの方法もかなり高い壁で、なかなか難しい。また、個々の大学の建学の精神や文科省から盛んに強制され作成した 3 ポリシーなどの調整がかえって妨害となる可能性もある。もし本当に連携を進める場合は、仲人的役割をする公的(第三者的)な組織が必要ではないかと思われる。
64	近畿 学長	これまでに大学新設を推進し現在の状況になった原因は国の人口推移を見誤ったことに大きく起因する。推進・統合を推奨するのであれば、国の責任においてそれ相応の資金的な補助を拡大すべきであろう。
65	近畿 学長	文科省は新設大学の認可や新学部の設置認可を認めているが、文科省が大学数や学部の種類をコントロールすべきである。

66	近畿 学長	私立大学はそれぞれの建学の精神を思念としており、各大学の歴史と文化の厚みの中での統合は単純ではないと考える。高等教育だけではなく、人口減少社会において集落の統合についての施策を提唱する自治体も多いが同様の課題がある。連携・統合を行うにあたっては、両者の長い時間をかけた協議が必要だと考える。
67	近畿 学長	大学間連携や統合は高等教育の質を維持し、地域への責務を果たす重要な選択肢であると認識はしているが、各大学の教育理念や地域特性を考慮した柔軟な対応が不可欠と考えます。本学も募集停止の過程でそのような選択肢もあったかもしれませんが、本学の問題ではすまないのが現実的には難しいと考えて、結果そうなりません。包括的な支援策を国等から示してほしいと考えています。
68	近畿 学長	地方の短期大学にも有効な連携・統合策を検討していただきたい。
69	近畿 学長	大学間の連携のみならず、地方公共団体や地域連携プラットフォームによる連携を構築し、地域の振興・活性化を促進することにより、多くの学生が集まる場とし、その中で、各々の役割を補完できる様な連携が重要と考えます。
70	近畿 学長	文科省、私学事業団はこの点、本気で私学を支援しようとする姿勢に欠ける。スローガンではなく、本気で取り組んでほしい。
71	近畿 学長	本学は令和 7 年度以降の募集停止を 2023 年末に決定したがそれまでに私学事業団や地元市などに継続するための方策がないか相談をしたが、急速な少子化に対抗できる策は得られなかった。国全体で入学定員を調整するなど対策を講じない限りは難しいのではないかと。
72	近畿 学長	手本となる連携・統合の事例が見当たらず、具体的な展望が持てない。連携は教育面での補完的な事業にとどまっており、経営面での連携は見られない。
73	中四国 理事長	定員割れ大学を連携・統合すべきである。
74	中四国 理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・私立大学の整理と再編を意図する連携・統合等に対しては、個々の私学として安易に参加することは困難である。 ・私学の人的物的資源を有効に活用するための連携は望ましいが、国公立主体でなく、私学が主体的に参画できる状態が望ましい。 ・国の司会者的な役割も指摘されているが、第三者的な立場で有意義な仲介者が必要である。
75	中四国 理事長	建学の精神を失うこととなる連携・統合は難しいと考える。
76	中四国 学長	地域によっては私大の公立化が進められていますが、法人をまたいで私立大学の連携・統合は現実的には厳しい面があると考えます。
77	中四国 学長	専門職大学間での連携を検討中。統合策は考えていない。

78	中四国 学長	都道府県をまたいだ地域で、将来の大学教育の在り方を検討する会議体を設置し、実現可能な連携・統合計画を策定しなければ、地方の大学教育は崩壊または非常にいびつなものになる可能性があると思います。
79	中四国 学長	単なる連携・統合策では、地域活性化の人材育成に繋がらない。国公私を含むそれぞれの大学の強味・特色を活かす連携策を推進すべきである。
80	中四国 学長	本学も地域、関連性の高い私大との連携を進めたいと考えております。マッチングサポートなどを希望しています。
81	中四国 学長	現在、情報収集中である。
82	九州 理事長	少子化の進行を考えるとやむを得ないのではないか。
83	九州 理事長	私学間の連携や統合への備えは人口そのものが減少するなかで必要な施策であり、私学間での準備をしておく必要があることは賛成。
84	九州 理事長	・反対ではないが、単純にうまくいくとも思われない(特に大学間)。 ・高大の連携はそれなりに行われているが、さらなる広がりが必要。
85	九州 理事長	私学は建学の精神がそれぞれ異なるので統合は難しい。教育・研究の連携についても地方は難しい点が多い。
86	九州 学長	連携・統合という考え方はよく理解できる。しかしながら現実的にはかなりのリスクと高いハードルがある。
87	九州 学長	連携、統合の仲介役を果たす機関の設置をお願いしたい。
88	九州 学長	私大は創設者や理事長の意向が強く、国立大学のように全て一斉に法人化するようなことは起こせない。連携・統合等においても、金銭面や格差など国立大学とは異なる様々な要因があり、なかなか上手くいかないと思う。それよりも、行政の地方創生をどのように利用して、各県の大学の配置、各学部の配置等を決めていく方が良いと思う。
89	九州 学長	私大には多様な建学の精神や教育理念があり、目指す専門人材の育成方針の違いなどからも連携・統合が進まないのが現状です。
90	九州 学長	専門性の高い短期大学である本学は、他大学との連携・統合は難しい。
91	九州 学長	私学は独自の建学の精神がそれぞれ異なっており、統合は難しい。教育・研究の連携についても地方の大学・短大においては難しい点が多い。
92	九州 学長	本学に役に立つ連携・統合の具体的なイメージが見えてこない。

93	九州 学長	連携・統合は具体的なイメージが思い浮かばない。
----	----------	-------------------------

7. その他、必要な私大振興策について、自由にお書きください。

「回答者」欄の上段は所在地、下段は理事長・学長の別を示す。

	回答者	回答
1	北海道 理事長	規模や地域など地方大学等の特性に応じた施策を望みたい。
2	北海道 学長	日本の人口減少が進む状況で、受験生から選ばれない、社会にインパクトを創出できない大学の撤退はやむを得ない。 大学の撤退を容易にして、改革のための資金を提供する私大政策は理解しつつも、問題が少ない大学を生き残らせるための政策として過剰とも言える。 何のための私学振興かということからすれば、大学の支援ではなく、高等教育を受けたい国民への支援に徹してほしい。
3	北海道 学長	地方の私大切り捨てとならぬ様、地域バランスも考慮してほしい。
4	東北 理事長	人口減少が著しい本県にとって、地方に残る女性の選択肢として必要であり、ギリギリまでその役目を担ってきた。うまくソフトランディングを図れるよう支援をお願いしたい。
5	東北 学長	多くの大学生は私立大学に所属していることから、私立大学に国立大学と同等に近い補助をすべきである。
6	東北 学長	子ども家庭庁が設立され、子育ての重要性が国の緊急の課題になってきている。ところが、受験生の減少によって、保育士、幼稚園教諭養成の短期大学の定員割れが近年著しく多くなっている。現代日本では、子育て世代であっても、共働きが多くなっており、それには、保育園の保育士と母親との密接なコミュニケーションのもと、きめ細やかな子育てが行われなければならない。そのための具体的な施策を、給与体系も他業種との差別をなくして、強力に行って欲しい。
7	関東 理事長	私立大学経常費補助の一般補助を拡大し、同時に教員の雇用継続についての支援を求める。社会の動きにうまくのった研究ではない研究をしているが故に「転換」という名目で切り捨てられる教員が多く出ると日本の研究の質の低下を招くことになる。
8	関東 理事長	各大学がそれぞれの特徴を活かした、取り組みに対する支援が必要であると考える。小規模大学でも取り組み可能な助成策を講じて欲しい。
9	関東 理事長	留学生受け入れに対し、大学側の負担(新たな施設の整備、新たな教職員の確保等)が軽減される振興策を期待したい。

10	関東 理事長	私学振興策そのものではありませんが、大学のガバナンスへの学生参加、学生のエージェンシーは重要な課題と考えます。
11	関東 学長	(認証)評価は教育研究の質の評価に特化すべきである。
12	関東 学長	定員数が 50 名ごとに教員の必要数が決められているが、この枠組を変えて、学生 10 名あたり 1 名といった決め方に変更してほしい。これで経費が大きく変わってくる。
13	関東 学長	<ul style="list-style-type: none"> ・国の政策に合致する大学への支援の強化等、政策誘導をしない ・OECD 諸国に比べて、圧倒的に少ない公的支援の拡充 ・大学自治の尊重 以上のことについて要望したい。
14	関東 学長	私大に限定せず文教政策全体の見直しが急務。教育立国としての再建以外に国家的危機を回避する手段はない。
15	関東 学長	日本の大学(特に私立大学)の弱点として ST 比が挙げられることが多い。これは、家計に依存した学納金収入によって大学運営の費用を賄う私立大学の財政構造に起因する面が大きい。この構造を放置したまま急激な少子化が大学に波及する時期を迎えることは、長年指摘されてきた日本大の大学の構造的な問題を解消する機会を逸することを意味する。経済的な格差が拡大した現在の状況下で、現役世代人口が今後絶対数として大幅に減少していくことが確実な中で、日本社会全体としての次世代育成についての負担構造の見直しに着手すべき時が来ている。
16	関東 学長	私学振興策そのものではありませんが、大学のガバナンスへの学生参加、学生のエージェンシーは重要な課題と考えます。
17	中部 理事長	更なる女子の進学推進
18	中部 理事長	公私格差排除。国立にも財政的自立をもとめる。
19	中部 理事長	大学のバラエティがより豊かになるのが望ましいと考えている。現状は画一的なランキングの中に各大学が位置づけられており、これを打破するためには、教育システムはもちろん、入試制度からより高い自由度が認められるべきである。
20	中部 学長	以前あった現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)のように大学改革に取り組む大学に対して、単独でも財政的支援を行ってほしいと思います。近年の補助制度は、他大学や自治体との連携を条件とするものが多く、本学のように地方の小規模大学にとってはハードルの高いものになっております。
21	中部 学長	私立大学の自主・自律性、教育の自由を妨げない思い切った政策が求められる。

22	中部 学長	専門職大学の位置づけは、こじつけ感がある。廃止すべきと考える。
23	中部 学長	同じ国家資格を取得という観点では、専門学校と競合(志願者の奪い合いを)する短期大学も多い。入学者選抜における願書受付解禁日等、短期大学側が学校経営を考えるに不利益を被る不平等な施策がある。文部科学省は全ての大学を一律にコントロールするのではなく、国家資格の監督省庁との調整や連携を図り、不平等な状況を解消すべきと考える。
24	中部 学長	地方の大学と都市部の大学とで、基準に差をつけるべきであると思います。
25	中部 学長	無秩序な私大延命策は、少子化の現状からみても有益とは言えない。ただし、東京一極集中を解消するため、前述の通り、地域性を考慮すべきである。
26	中部 学長	いずれにしても抜本的な改革が必要。
27	近畿 理事長	<p>教育の無償化といえども耳ざわりがいいが、必ずしも賛成できない。無償化となれば、逆に教育の質の低下を招く恐れがあると感じている。</p> <p>私立学校の無償化に向け、授業料を年何十万円まで補助する。補助金の超過分は学校が負担しなければならない。学校としては、授業料を変えることをためらってしまう。特に値上げをする場合には容易に上げられなくなる。</p> <p>このことは授業料を国が左右することを意味している。私立学校の国有化であるといっても過言ではない。</p> <p>そうなると、建学の精神のもと設立した私立学校の良さ、独自性は発揮しにくくなる。私立学校への国の関与は、学問の受有を損なう。教員の意識低下を招く。しいては教育の質が下がってしまう。</p> <p>結論的には、細かいことまでいちいち口出しをせずに、各大学に、民間に任せる政策転換を訴え続けていきたいものである。</p>
28	近畿 理事長	地方の人口流出、高齢化の進行に伴って、地方私立大学は学生募集がますます困難となっている。地方の高等教育機関は、地域の活性化に必要不可欠と考えられるため、地方創生政策の1つとして、地元生徒の進学に対する奨学金制度など、地方私立大学への進学を推進する方策を検討いただきたい。
29	近畿 理事長	規模の大小を問わず、大学ごとに各々ミッションを明確にして、多様な教育機会を提供するとともに、経済的不安に駆られることなく学び、研究することができる条件の確保こそが何よりも大切。
30	近畿 学長	私立大学振興については、地域性、大学の規模にあわせ、多様な施策をお願いしたい。
31	近畿 学長	各地方の実情に応じた、私大振興策を行っていただきたい。

32	近畿 学長	国は現在まで高等教育機関として私大が行ってきた独自の教育について改めて評価していただき継続して運営ができるようにしてほしい。
33	近畿 学長	地方の小規模大学は地域密着型の活動をしているところがほとんどで、地方の経済、福祉、健康を担う人材の供給源となっています。人口減の中である時点で定員を満たせない状況が出てくるのは当然のことであり、地方自治体を含めた地方振興策としても幅広く検討しなければならない課題です。
34	中四国 理事長	高等教育政策や私学政策が内閣直下の委員会や財務省主導で決定されており、文科省としての文教政策のポリシーや一貫性に欠けるものとなっている。私立学校の役割と意義を正當に評価して、次の時代の有為な若者を育てる私学を教育面および財政面から支援する方策を希望したい。
35	中四国 理事長	地方交付税制度は活用すべきではない。地方交付税の財源と計算式の本質をしっかりと勉強すべきである。措置されても財源が増えるわけではなく、他が減るだけ。私大支援も同じ運命。
36	中四国 学長	そもそも社会を活性化する人材育成には頂点から裾野に及ぶ幅広い視点が必要であり、特に地方の人材育成においては、国立や公立大学が果たしていない人材育成を私立大学が実現している現状がある。安易な統合に走らず、地域活性化の人材育成のためにも、私立大学の振興策は不可欠である。
37	九州 学長	現状にも増して、地方の私学への支援をお願いしたい。
38	九州 学長	18歳人口がここ30年で約半数になっており、このまま減少することを考えれば、定員が充足することは奇跡に近いものとなる。頑張っているが定員を満たせないために破綻する小規模私大を救う仕組みをどうしたらよいか？現在の学生数(学生単価)で決まるような私大助成のありかたを再考して頂きたい。